

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和4年3月11日(金)午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 原田 陽子
委員 大和田和男 委員 花島 進
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長	萩谷 俊行	事務局長	渡邊 荘一
次長	横山 明子	書記	田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長	谷口 克文	教育長	大縄 久雄
財政課長	大内 正輝	財政課長補佐	浜名 哲士
保健福祉部長	平野 敦史	社会福祉課長	綿引 稔
こども課長	加藤 裕一	こども課長補佐	住谷 孝義
介護長寿課長	萩野谷智通	介護長寿課長補佐	照沼 克美
保険課長	生田目奈若子	保険課長補佐	猪野 嘉彦
健康推進課長	玉川祐美子	健康推進課長補佐	鈴木 伸一
教育部長	小橋 聡子	学校教育課長	会沢 実
学校教育課長補佐	平野 玉緒	指導室長	白井 英成
生涯学習課長	田口 裕二	生涯学習課長補佐	柴田 真一
スポーツ推進室長	椎名 健文	図書館長	疋田 克彦
中央公民館長	南波 三千代	歴史民俗資料館長	鈴木 正寿

会議に付した事件

- (1) 議案第4号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第11号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第6号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第12号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第9号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第10号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
(第3号)

…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第12号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 議案第14号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

…原案のとおり可決すべきもの

(9) 議案第15号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。今日で東日本大震災から11年となります。本市におきましても、被災された方がいらっしゃいます。その方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

もう一つ、コロナ禍の最中でございます。昨日も19名、本市でも陽性者が発生いたしました。収束までにまだまだ道のりがあるということで、当委員会も執行部の皆様方と共に最大限の努力を払って、収束に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

令和4年第1回定例会から、この当委員会も新メンバーでスタートいたします。

委員の皆様をご紹介しておきます。

まず、古川委員、それから武藤委員、花島委員、大和田委員、副委員長の原田委員、私、委員長を務めさせていただきます寺門でございます。このメンバーで担当してまいりますので、よろしくお願いいたします。

開会前にご連絡をいたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましてはマスクの着用、また、入り口付近に設置してごさいます消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

会議は公開をしております。傍聴可能としております。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放映いたします。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきたいと思っております。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて、皆さん、おはようございます。

ただいま委員長のほうからお話がありましたけれども、委員会の構成が新たになりました。寺門委員長を中心として闊達な議論を重ねていただきながら、活力ある教育厚生常任委員会になることを願っております。

そしてまた、執行部の皆さんにおかれましては、今この新型コロナウイルス感染症、昨日もまた19名という委員長からもありましたけれども、出ました。それでまた、茨城県全体で見ますと10歳以下が24%、10歳代が16%ですか、合計40%を占めております。そういう面では大変執行部の皆さんはご苦労なさっているのかなと思っております。改めて今後ご尽力をいただくようお願いしたいと思います。

そして、今日の会議に当たりましては、丁寧な説明、また分かりやすい答弁をしていただいて、円滑な常任委員会になることを願っております。

以上、挨拶とさせていただきます。今日は本当にご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶を頂戴いたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、教育厚生常任委員会へのご出席、大変お疲れさまでございます。

ただいま委員長からお話ありましたとおり、今日で東日本大震災から11年目を迎えることとなります。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに一日でも早い復旧、復興を願いたいと思います。また、議長、委員長からお話ありましたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、県内の感染が高止まりを続けております。そのためまん延防止等重点措置が延長されたところでございます。

市におきましても、職員の感染が確認されているところでございます。市といたしましては、引き続き感染症対策を徹底し、万全を期してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には、今後ともお力添えをくださいますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、執行部からの提案につきましては専決処分を含みます令和3年度補正予算案4件、令和4年度予算案が4件、条例の一部改正が1件でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

学校関係ですけれども、コロナ禍の中、年度末に向けて今、教育活動を進めているところでございます。今日は中学校の卒業式が今ちょうど挙行されております。当然コロナ禍ですので、各学校とも工夫をして取り組んでおります。例えば式場のほうに参列する

者につきましては、卒業生と、保護者は2名まで、在校生については各学校、生徒数の多い少ないがあるものですから、代表生徒が出るところ、あるいはそれ以外の生徒は教室でオンラインで視聴しながら参列というような形で進めております。時短ということも報告を受けておりますので、ちょうど今証書授与が終わって後半に向けての卒業式になっているのかなというふうに予想されます。

なお、来週の木曜日がひまわり幼稚園の卒園式、そして金曜日が小学校の卒業式、そして24日が令和3年度の修了式ということで、学校のほうも滞りなく、コロナ禍ではありますけれども、最後を迎えるように、委員会としましても支援をしてみたいというふうに思っております。

近況報告を兼ねて挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。
委員長 ありがとうございます。

では、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。令和4年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については、款及び項まで、歳出については款、項、目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明をお願いいたします。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に10部提出をしてください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。それでは、審議に入ります。

議案第4号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第4号をご覧ください。

議案第4号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2枚おめくり願います。

令和3年度那珂市一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。

第1条になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億581万5,000円とするものです。

3 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許補正になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、低所得ひとり親世帯生活支援特別給付金事業2,850万円。

5 ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費2,850万円。こちらは1月の臨時会においてこども課よりご説明いたしました低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金に係る経費を計上するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 それでは、一般会計補正予算書をご覧ください。

議案第8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第12号)についてご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。2行目になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業510万円、子育て臨時応援給付金事業51万円、3 項生活保護費、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業1,124万7,000円。

14ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費1,278万8,000円の減、2 目高齢福祉費310万9,000円の減、3 目障害福祉費1,100万円、5 目後期高齢者医療費225万円の減。

15ページをお願いいたします。

8 目介護保険費4,151万8,000円の減。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費192万9,000円、2 目児童措置費200万円。

16ページをお願いいたします。

中段になります。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費660万円の減。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費5,823万7,000円、2 目予防費750万円の減。

17ページをお願いいたします。

3 目健康増進事業費880万円の減。

20ページをお願いいたします。

下段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費800万円の減。

21ページをお願いいたします。

3 目教育指導費372万1,000円の減。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費989万9,000円の減。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費134万5,000円の減。

22ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費570万円の減。

9 款教育費、5 項社会教育費、5 目文化財保護費4,234万9,000円。

23ページをお願いいたします。

下段になります。

9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費443万4,000円の減、2 目学校給食共同調理場費2,220万円の減、3 目体育施設費380万2,000円の減、4 目総合公園費818万8,000円の減。

24ページをお願いいたします。

下段になります。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金86万9,000円、国県負担金等返納金でございます。うち子ども課が26万6,000円、健康推進課が60万3,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 16ページの保健衛生総務費、救急医療二次病院制運営事業での支出が7,000万円、これこの時期に7,000万円というのはどういうことなのか説明していただけますか。

健康推進課長 健康推進課長、玉川です。

こちらの救急医療二次病院制運営事業につきましては、茨城県二次救急医療圏水戸地域の構成市町村が11市町村ありまして、地域内の救急医療二次病院に対して、その救急医療の運営費の補助を行う事業になっております。こちらの事業は11市町村のほうが事務局を1年ごとに持ち回りをしております。今年度が、那珂市が事務局となっております。構成市町村から負担金を徴収いたしまして、そちらの協力医療機関のほうに補助金を支払うと。そちらを支払うための歳出として計上させていただきました。

この時期になってしまったということで、年度当初ではこの金額が確定しておりませんので、本来でしたら12月、この構成市町村の会議のほうに11月に実施されますので、そのところで確定した時点で計上するべきものではあったんですが、そのところが漏れてしまいまして、申し訳ありません。この時期になってしまいました。

医療機関への支払いにつきましては、3月31日の実績をもって、その実績から金額のほうに確定いたしますので、支払いにつきましては出納整理期間内に支払うというものになっております。

以上です。

委員長 いいですか。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ないということで、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前10時18分）

再開（午前10時20分）

委員長 再開します。

学校教育課が出席いたしました。

議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算、学校教育課所管部分を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育指導費について説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか7名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

予算書は138ページになります。また、主要事業説明書は117ページからになります。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明をいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費196万1,000円、教育委員の報酬が主なものでございます。

2目事務局費2億1,726万7,000円、職員人件費が主なものでございます。

140ページになります。

3目教育指導費2億1,617万5,000円、前年度比2,768万3,000円の増額となっております。増額の主な理由ですが、140ページの下にございます学習指導員等配置事業、こちらにつきまして、配置人数を増員しております。学習指導員につきましては、今年度より1名増の10人、生活指導員については3名増の21人を配置いたします。

また、142ページの一番下にございます学校教育情報化推進事業を新たに計上しております。これまでは情報化に関する予算は教育用コンピューター管理事業に計上されておりましたが、GIGAスクール構想によりまして1人1台のタブレット整備が完了し、今後も教育の情報化を推進していくため、今回新たに事業立てをしたものでございます。計上内容は、講師謝礼や啓発資料印刷経費、ICT支援員派遣経費などで、教育用コンピューター事業の一部をこちらに組み直しております。今後、情報化推進に係る経費につきましては、この事業をメインに計上してまいります。

教育総務費の説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

大和田委員 教育総務費、指導費の小中一貫教育推進事業というところなんですけれども、これ学校教育だから、この予算の中じゃないんですけれども、保幼小中とかそういう話を学校教育課だかこども課だかちょっとあれなんですけれども、話をしているんですけれ

ども、予算にはのっからないのかな、どうなのでしょう。

学校教育課長 保幼小中連携ということで、組織を立ち上げて行っておりますが、会議等を行って、市内の保幼小の各施設の方が集まってというようなところで行っておりますが、予算的には、こちらの事業立てというところまではしていません。

以上です。

大和田委員 新規事業という形になっちゃうかと思うんですけども、当初予算は、やはり市の顔というところもあるので、そういったのを推進するのであれば、ちょっとつけるべきだったのかな。学校教育課で考えるんだか、こども課のほうで考えるのかあれなんですけれども、そういったところはどうかかなと思うんですけども。

学校教育課長 何にお金をかけてという部分があるかと思うんですけども、現段階では、去年ですと、民間の保育施設の保育公開ですとか、あと、今後の連携に向けた協議とか、そういった活動内容でございますので、大きな事業費としてはかかっていないというところが実情でございますので、そういう意味で予算には計上していないというのが実情でございます。

以上です。

大和田委員 分かりました。今後進めていくときには、少し検討いただけたらと思います。

委員長 ほかに質疑。

古川委員 主要事業説明書の118ページ、先ほどご説明はあったんですが、学習指導員等配置事業で、学習指導員が前年比1名増、生活指導員が前年比3名増ということで、これ1名でも増員していただけることは非常に学校現場にとっては助かるというふうに聞いていますし、ありがたいことなんですけど、ただ、1名増、3名増というのは、1校に1名増ということではないわけですよね。そうすると、全体的に足りないといいますか、指導員がやはり各校に1名ぐらいつつ配置していただけるのが理想かなと思うんですけども、この1名増、3名増の理由、ということは、この学校には増員するけれども、この学校には増員できないということになるわけですから、そういう何か増員の理由ってあるんですか、ここの学校に増員するというような。

学校教育課長 指導員につきましては、1人から、現在のところ3人の中で、学校に応じて若干人数にはばらつきがあるというのが実情でございます。その中で、学校の配慮が必要なお子様の実態に合わせて現在配置をしているというようなところでございますが、新年度に向けて、現在の体制だとちょっと支援が不足しそうかなというところにさらに来年度、つけようというところがございますので、その学校の実態に合わせた配置ということでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。つまり配慮の必要なお子さんが多いところは多いということなんです、ね、なるほど。

生活指導員についてはそうなのかなと思うんですけども、学習指導員というのは、そういう子だけではなくて、例えば今このご時世ですと、新型コロナウイルス感染症によって、先生方のお子さんが濃厚接触者になっちゃったとか、学校の先生が来れないとか、そういう事態が結構あると思うんですよ。実際にはごめんなさい、あるのかどうか分かりませんが。そうやって先生方が来れないというようなことを考えると、配慮が必要な子だけではなくて、いわゆる通常の学校の授業を行うに当たって、先生方の絶対数がもう足りないという現状というのはあるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

指導室長 指導室の臼井です。よろしくお願いします。

学習指導員の活用の範囲なんですけれども、こちらについては、配慮を要するお子さんについてのあくまでも学習指導ということになっておりますので、通常の授業を単独で授業をしたりということはできないことになっております。ですので、濃厚接触者だとか、それから勤務ができないというような場合については、各学校では自宅のほうからリモートで授業を行うなどの対応をしておりますので、教員の足りないというところに関してはカバーできているというふうに認識しております。

古川委員 カバーできているというよりも、先生方も休んでいても、自宅からのリモート学習をやっているから不足していないということなんですか。なるほど。それも一つのやり方といえばやり方なんだろうけれどもね。分かりました。

もう1件、同じ主要事業説明書の121ページの学校教育情報化推進事業で、ICT支援員の派遣ということで小中学校それぞれありますが、前年の額を教えてくださいませんか、令和3年度の。委託料だけで結構です。

学校教育課長 小学校のほうで1,140万5,000円がICT支援員の委託料でございます。

あと中学校のほうで633万6,000円でございます。

古川委員 分かりました。じゃほぼ前年同額なんですね。

学校教育課長 配置支援そのものは令和3年度と同様で、予算だけこちらのほうに今年度組み替えているということでございます。

以上です。

古川委員 いや、前年度と同額なんですよということですから、イエスカノーしかないんです。

学校教育課長 イエスでございます。

古川委員 そうですね、分かりました。

前年度と同額取っていただいているのは、それはそれでいいんですが、タブレットを渡したから、さらに教えなきゃいけないことということが何か増えているんじゃないかなと、こんなこともできるよ、あんなこともできるよっていうね。那珂市のタブレットの性能というか機能は非常に高いって何か先生方がすごい喜んでるんですね。だか

ら、そういう機能が増えれば増えるほど、やはり支援員の方に教えていただかなきゃいけないことがたくさんあるのかなと。なので、額を増やすのかななんて思ったんですけども、同額ということなんです。

学校教育課長 3年度から前年度より派遣回数を増やして、2年度に比べると3年度が増えているということでございます。ですので、増えた3年度と4年度は同額ということで…、3年度に配置整備しましたので、3年度の委託料から増額をしているということでございます。

以上です。

教育部長 GIGAスクール構想で1人1台の整備ができたのが3年度からということで、その体制を支えるために2年度から3年度に増員をしたんです、派遣回数が増え。ですので、既に1人1台のタブレットの体制に対応した支援員を配置しているというところで、今回は前年と同様、継続ということで、予算を取っております。

以上です。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 あとございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次は9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明を求めます。

学校教育課長 143ページになります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費1億5,862万8,000円、前年度比2,169万2,000円の減となっております。主な減額の理由といたしましては、令和3年度には小学校施設整備事業で額田小学校のプール解体を計上しておりましたが、そちらが完了しましたので、その分が減となっております。

小学校管理事務費につきましては、前年度より増額となっております、こちらは菅谷東小学校のプールが老朽化により破損いたしまして、使用ができない状態となっておりますので、外部のプールを利用するためのバス借り上げ料を令和4年度から増額しております。

148ページでございます。

2目教育振興費6,215万8,000円です。前年度比906万3,000円の減となっております。主な減額の理由でございますが、149ページの上のほうになります教育用コンピューター管理事業におきまして、先ほどご説明の中に出てまいりました学校教育情報化推進事業、こちらのほうに予算のほうを一部組替えしているための減額となっております。

小学校費の説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 終わりました。

何か質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、次へまいります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明を求めます。

学校教育課長 150ページでございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1億552万9,000円、中学校施設管理事業が主なものでございます。

154ページでございます。

2目教育振興費4,658万1,000円、前年度比522万9,000円の減です。主な減額の理由ですが、155ページにあります教育用コンピューター管理事業、こちらにつきまして、小学校費と同様、学校教育情報化推進事業に予算の一部を組替えしておりまして、その関係での減となっております。

中学校費の説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なしということで、次、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費について説明を求めます。

学校教育課長 156ページになります。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費8,525万3,000円、前年度比397万3,000円の減となっております。主な減額の理由でございますが、職員人件費となっております。

157ページのひまわり幼稚園運営事業、こちらにつきましては、前年度よりも増額となっております。増額となった部分につきましては、158ページの上のほうでございます。12節委託料でございますが、令和4年度から給食の委託料を計上したことによる増額でございます。給食はこれまでも週2回、外部事業者の弁当形式で提供をしてございますが、市の予算には計上しておりませんでした。ひまわり幼稚園の特色である食育、こちらのほうを明確に位置づけるとともに経費についての透明化を図るということで、令和4年度から予算化をしたものでございます。

幼稚園費は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 今ご説明があった給食なんですけれども、週に1回の給食というのは変わりはないんですね。

学校教育課長 週に2回提供してございます。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、終了とします。

次は9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費について説明を求めます。

学校教育課長 169ページになります。

中段になります。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費4億4,795万5,000円、前年度比2,499万7,000円の増でございます。主な増額の理由ですが、170ページでございます給食センター管理事業、こちらにおきまして、修繕料に真空冷却機の更新分を計上していることによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

以上で学校教育課所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時43分）

委員長 では、再開します。

生涯学習課が出席をしました。

続きまして、議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算、生涯学習課所管部分を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費について説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の田口と申します。ほか関係職員10名が出席をしております。

よろしく申し上げます。

予算書につきましては142ページからとなります。主要事業説明書につきましては122ページから129ページとなります。よろしく申し上げます。

それでは、予算書142ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、教育総務費のうち生涯学習課所管分の説明をいたします。

2段目でございます。

コミュニティスクール推進事業20万4,000円、9,000円の増でございます。学校運営協議会の運営に必要な会議費、消耗品、保険料などが主な内容でございます。

教育総務費につきましては以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 なしということで、次にまいります。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費、3目青少年対策費、4目歴史民俗資料館費、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、続きまして158ページをお開きください。

下の段になります。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費1億8,169万9,000円、99万円の増でございます。こちらの予算でございますけれども、主に社会教育委員の会議開催に関する経費や家庭教育学級開設に関してのものでございます。成人式開催事業につきましてもこちらで計上してございましたけれども、成人式といたしましては令和3年度で事業が終了となります。令和4年度からは民法の改正により、成年年齢が18歳となります。成年年齢の改正後も20歳の方を対象に式典を開催することとしておりまして、160ページ、こちらに新たな事業名、二十歳の集い開催事業として実施をしております。事業名が変更になりますので、新たな看板の作成費でしたり、新型コロナウイルス感染症対策としての抗原検査キットの購入費などを当初予算に計上してございます。

また、この上の段に社会教育施設感染症対策事業でございますけれども、生涯学習課管轄の施設を含めまして、感染対策に必要な消耗品費を計上してございます。

次に、160ページの中段をご覧ください。

2目公民館費7,567万3,000円、1,474万7,000円の増でございます。中央公民館の管理運営に関する予算でございます。増額の主な理由でございます。161ページ、下の段の公民館施設管理事業におきまして、集会ホール系統の空調機の修繕を計上したことによります。

次に、162ページをお願いいたします。

下の段でございます。

3目青少年対策費760万4,000円、11万3,000円の減でございます。青少年相談員の設置やふるさと教室開催事業などの予算でございます。減額の主な理由でございますけれども、163ページ中段、ふるさと教室開催事業におきまして、バスの借り上げ料などの見直しを行ったことなどによります。

次に163ページ、下の段をご覧ください。

4目歴史民俗資料館費3,761万8,000円、8万9,000円の減でございます。165ページの上段までの予算でございますけれども、歴史民俗資料館では、資料館の管理運営に関する予算や特別展開催に関する予算を計上してございます。

次に、165ページをご覧ください。

中段でございます。

5目文化財保護費553万4,000円、8万1,000円の増でございます。こちらは主に文化財保護審議会の運営費や額田城跡の維持管理費などに関する予算を計上してございます。

続きまして、166ページ上段をご覧ください。

6目市史編さん費56万8,000円、2,000円の減でございます。こちらは市史編さんの調査等に必要の予算を計上してございます。令和4年度につきましては、市資料の刊行物の発行の予定はございません。

次に、中段になります。

7目図書館費7,885万4,000円、379万7,000円の増でございます。増額の主な理由でございますけれども、図書館管理事業におきまして電気設備関係、また空調機、エレベーターの修繕料を計上したことによります。図書館管理事業では、光熱水費や修繕料、設備の保守点検料などの予算を計上しており、図書館運営事業では、図書館システムの賃借料や図書資料の購入費などを予算計上してございます。

5項社会教育費につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

花島委員 図書館の図書等の購入の費用ってどこにあるんでしょう。

生涯学習課長 ご説明いたします。

167ページの中段ぐらいになるんですけれども、17節備品購入費とございます。こちらに図書とございますけれども、1,540万円、こちらが図書を購入する予算でございます。

花島委員 分かりました。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、終結します。

次、9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、3目体育施設費、4目総合公園費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、168ページをお開きください。

中段になります。

9款教育費、6項保健体育費のうち生涯学習課所管分の説明をさせていただきます。

1目保健体育総務費2,516万3,000円、173万1,000円の減です。こちらはスポーツ推進委員設置に関する経費やスポーツ教室開設などの予算を計上してございます。減額の主な理由でございますけれども、令和3年度に保健体育事務費に計上しておりました負担金のうち、全国中学校ソフトボール大会のこちらの開催地負担金、こちら事業が終了いたしましたので、それによる減額でございます。また、スポーツ推進委員設置事業にお

きまして、委員の活動日数などを精査したことにより、報酬や旅費が減額となったことによります。

続きまして、171ページをお開きください。

下の段になります。

3目体育施設費4,933万円、1,817万3,000円の減でございます。スポーツ推進室が管理する体育施設の管理費の予算でございます。増減の主な理由でございます。増額では172ページ、こちらの体育施設整備事業におきまして、ふれあいの杜テニスコートの整備工事を計上してございます。また、新規事業といたしまして、那珂西リバーサイドパーク管理事業を新設し、施設の管理費を計上してございます。減額でございますけれども、今年度計上してございましたかわまちづくり支援制度活用事業、また、体育施設の個別施設計画策定業務、こちらの事業が終了したことによります。

最後になります。172ページの下段になります。

4目総合公園費1億8,569万2,000円、481万5,000円の減になります。こちらは那珂総合公園の管理運営に関する予算でございます。増減の主な理由でございますけれども、増額では総合公園管理事業におきまして、燃料費の値上がり分や公園管理用のトラクター、こちらの備品購入費を計上したことによります。減額につきましては、令和4年度に総合公園施設の大きな改修工事がなく、今年度計上してございました総合公園個別施設計画策定事業が完了したことによります。

6項保健体育費につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 那珂西リバーサイドパーク管理事業についてなんですけれども、いよいよオープンということで、例えばどこが予約の受付をすとか、そういったのも含めたいわゆる何ていうんですか、設置管理条例じゃないですけれども、規則みたいな、そういったものというのはいまもうできているんですか。

生涯学習課長 条例施行規則のほうにつきましては完成してございます。

古川委員 使用規則みたいな、こういうものは駄目ですよとか、そういうのは前お示しいただいたと思うんですけれども、そのままあれで決定ということですか。あとはどこが管理すとか、どこが受付すとか、維持管理とかがどこがすとか、そういったことは全部決まったんですか。

生涯学習課長 受付につきましては、スポーツ推進室で予約の受付、許可のほうはすることになってございます。管理については、条例とか施行規則ではなく、基本的に、こちらの予算の中にもございますけれども、スポーツ推進室のほうで委託料を取った部分と、あと、今後サッカー協会のほうと協定などを結びまして、協力しながら管理のほうはしていくという方向で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

古川委員 4月1日オープンですよ。これからサッカー協会とかと協議するんですか。

生涯学習課長 協議は今進めていまして、最終段階というところでございます。

古川委員 じゃ近いうちに、いわゆる年度内、3月中には全てそういった契約とかが終わって、もう4月からちゃんと管理できるということになると理解してよろしいんですか。

生涯学習課長 契約ということではないんですけれども、覚書、もしくは協定みたいな形で、今月中に取り交わしたいという形でサッカー協会のほうと話を進めているところでございます。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

それじゃ私のほうから1点だけ確認をさせてください。

まだオープン前なんですけれども、今は部外者の方が自由に出入りできる状態になっていますね、ロープを張ったりとかいう規制は設けていないので。それについて、ちょっと荒れたというか、どうなのかなというのは見受けられますので、今後についてはどういうふうに管理をしていくのか。ロープで、使用する以外は立入禁止にするのか、その辺はどう考えていますか。

生涯学習課長 那珂西リバーサイドパークの施設につきましては、どこからでも入れる状態、現在そういうふうになってございます。4月1日からオープンされますが、立入りを禁止するというのはできませんので、制限するような看板とか、そういったもので利用方法とかを周知していくという方法しかないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 どこからでも出入り自由ですよということで、看板なり、良識に訴えていくということだと思えるんですけれども、どうでしょうね、その辺はちょっと様子を見て、半年なら半年見て、もう一度規制をするならするということで考え願えませんですかね。もうずっとそのままいくということじゃなくてね。それはどうですか。

生涯学習課長 管理者、常陸河川国道事務所とか、そういったところとの連携も必要だと思いますので、そういったところにも引き続きご相談しながら、こういった方策が取れるのかというのは検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 分かりました。

ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課所管部分を終了といたします。

それでは、暫時休憩ということで、再開を11時10分といたします。

休憩（午前10時58分）

再開（午前11時10分）

委員長 それでは、再開します。

健康推進課が出席しました。

議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算、健康推進課所管部分を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2目予防費、3目健康増進事業費について説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか3名が出席をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書93ページ、こちらから99ページまでが健康推進課所管となっております。主要事業説明書につきましては69ページから74ページとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算3億4,999万8,000円でございます。前年度と比較しまして2,677万4,000円の増額となっております。増額の内訳としましては、職員人件費のほか、総合保健福祉センター空調工事に伴います工事請負費、新型コロナウイルス感染症対策に係るPCR検査及び自宅療養者生活支援に係る委託料の増額等によるものとなっております。

続きまして、予算書95ページをお願いいたします。

2目予防費、本年度予算額5億5,681万9,000円でございます。前年度と比較しまして3億6,184万6,000円の増額となっております。増額の内訳としましては、予防接種事業におきまして、子宮頸がんワクチンに関する接種勧奨が再開することによります委託料の増額のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の増額が主なものとなっております。

ここで96ページ中ほどにあります妊活医療費助成事業についてご説明をさせていただきます。

こちらは今年度まで実施しておりました不妊治療費助成事業、こちらが来月、4月から保険適用になることになっておりますので、年度をまたいで治療する場合、保険適用とされない方がいらっしゃいます。その方のために助成のほうを続けていくための不妊治療費の予算と、もう一つ、新たに不育症に関する検査と治療費の助成をすることといたしました。それに伴いまして、事業名を妊活医療費助成事業と変更しております。

不育症検査、治療費の助成についての概要でございますが、那珂市にお住まいの子供を望むご夫婦で2回以上の流産等によりまして、医師に不育症と診断をされて、そこに係ります検査、治療なんです。保険適用外の不育症に関する検査ですとか治療にかかった費用の一部を助成するものとしております。助成額は年度で5万円を上限額といたし

ます。こちらの検査費用につきましては、令和3年4月から茨城県におきましても、不育症検査費用の助成のほうを行っておりますので、もし県の助成事業を利用した場合には、県の助成額を差し引いた額を助成するといった形で考えております。

続きまして、予算書98ページをお願いいたします。

下段になります。

3目健康増進事業費、本年度予算5,519万8,000円でございます。前年度と比較しまして263万7,000円の増額となっております。増額の内訳としましては、胃がん検診の委託料単価が上昇したのに伴うものと、健診の申込方法につきまして、現在コールセンターで電話での予約のほうは受け付けているんですけども、そちらにウェブ予約を導入するという形で、そういった形を整えるということで増額となっております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 2点お伺いします。1点目は、先ほどご説明いただいた妊活医療費助成事業なんですけれども、不妊治療費の助成が前年度もこのぐらいでしたよね、375万円でしたよね。保険適用になるに伴って助成はしないということでしたから、この予算はあくまでも、例えば今3月に治療中だと、それが4月になって支払うことになるので、一応予算は取ってあるよということですね。ただ、これだけの金額を使う見込みは当然ないわけですよね。

そして、不育症の検査の治療費を新たに助成するというので、こちらのほうが25万円で、最大5万円ということですから、5名分しか取っていないんですが、これは大丈夫なんですか。もし足りないときには、この不妊治療費のほうから、これ予算って回せるんですけど。その辺を。

健康推進課長 不育症に関しましては、どれぐらいに見込んだらいいかというところで、県内で不育症の検査、治療に関して助成をしている市町村が既にありますので、そちらの実績のほうを参考とさせていただきました。昨年度、最大8件というところが一番多いところで、申請がないという市町村もありましたし、平均しますと5件程度というところで、今回初めて導入することですので、5件で計上させていただきました。

もし5件以上の申請がありました場合には、不妊治療費のほうで、扶助費として予算は取っておりますので、そちらのほうから回すことは可能となっております。

以上です。

古川委員 分かりました。

じゃ2点目なんですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、この前、私の一般質問で、自分の考えとしてお伝えしたことなんですけれども、その後、私もいろいろ情報を得たり、いわゆる報道されていないことがいろいろ分かってきたので、そ

れも含めてお伝えし、市のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

簡単に前回、私がお話ししたのは、5歳から11歳のワクチン接種については、本人の感染防止という目的もあるけれども、どちらかというところ周りの人たちのために接種すべきという風潮になっていると。それは集団免疫という観点から考えますと、それも確かに大切なことなんですけど、安全性を確認する手続を省略しているため、今後数年にわたって何が起こるか分からないと。そういう子供たちに対して、周りの人のために接種するよう推し進めているというのが現状かなと。

未成年者は感染しても重症化しにくいということは、もう皆さんもご承知のことだと思いますけれども、ワクチンを接種したことによって、重大な健康被害や死に至る可能性も否定できないんじゃないかと。だから、子供たちにワクチン接種の努力義務を課せないというのはそういうことなんだろうというふうに私なりに思っています。

実際に5歳から11歳という年齢では、子供自身の判断ではなく、どちらかという親御さんの判断に委ねられるようになるのかなというふうに思っていますけれども、その接種をすることによるメリット、効果よりも、もしかしてリスクが上回るとするのであれば、それを回避させるのは親の努めだろうと。健康な我が子が重大な健康被害に至った場合に、後悔するんじゃないかと、そういったお話をさせていただきました。

その後、2月9日ですか、衆議院の予算委員会で後藤厚生労働大臣がオミクロン株については5歳から11歳の小児用ワクチンの科学的知見による直接データは存在しないんだというふうに述べているんですね。ただ、成人と同様の効果があると推測されているというようなお話をされているんですね。つまり有効性の直接のデータによる確認はされていないというような答弁がございました。ワクチン接種による10代の死亡例もある中で、有効性が立証されていないということは、安全性の面からも非常に心配だなというふうに思っています。

それを受けて、国はそういうようなことで、こういうパンフレットも、この間、接種券と一緒に同封していただいておりますけれども、これだけを送っているのですが、ほかの市町村なんかでは、例えばこれは茨城県ではございませんけれども、泉大津市って大阪のこちらの南出市長は、その接種券を送る前に、こういうようなリスクもありますよというようなことも含めて、そういうのを先にお伝えした上で、それで慎重に検討していただいて、それでも打ちたいという方は申請をしてくださいというような手続を、つまりワンクッション置いたやり方をしているんですね。

あと、県内の例で言いますと、つくば市ではワクチンの接種によるリスクの部分の資料を同封しているんですが、その中でこの黄色いマーカーを引いて、リスクの面をマーカーを引いて、接種券と一緒に同封している。さらに牛久市においては、日本小児科医会というところのこういった心配がありますよということを書いた資料、これを接種券とやはり同封しているというようなことがあります。

さらに、これは国外ですけれども、アメリカのフロリダ州では、フロリダ州ということは、日本で言えば県ですよ、県レベル。県レベルでワクチン接種の推奨をやめたというような情報も入ってきました。

そういったことから考えますと、那珂市としても今のままで、国の厚生労働省が作ったパンフレットだけ、これを見るとあまりリスクについては書いていないんですよ。安全性はどんな感じなんですかということ、現時点ではですよ、つまりデータがないんですから。現時点では安全性に重大な懸念は認められないというふうに考えていますというふうなことは書いてありますけれども、それ以外の本当に大丈夫なのかという親御さんの心配には応えていないような気がするんですね。

そういうことで、那珂市において、これは国が推奨しているものを立場上、やめろとか打つなとかいうことは言えないのは承知しておりますけれども、やはり一人の大人として、親として、子供たちを守るという観点から考えますと、何かしらの対策を打つべきなのかなというふうに私は思っているんです。ほかの市のまねをしるということではなくて、那珂市は那珂市で独自で考えて対策を取っていただきたい。対策というのは、打たないとかストップをかけるという意味ではなくて、慎重にご検討くださいというものでもいいと思うんですよ。だから、そういったものが何かしら必要なのではないかなというふうに思います。

ただ、私もいろんなこういう話に気づくのが遅くなって、市もそうなんだと思うんですけども、もう既にワクチン接種券は送られているわけですよ。ですから、今、例えば先ほど私がお話ししたようなほかの市町村で実施されているような資料を送ることによってまた不安をあおるとか、そういった心配も多分あるんでしょう。そういったことも含めて、何かしらの対策、ホームページを使うとか、先ほど言った大阪府泉大津市の南出市長は動画を配信しているんですよ。私はこれこれこういう理由で接種券を最初に送りませんでしたと。ぜひ慎重にご検討された上で、打ちたいという方はどうぞというふうに、そういった動画も配信されている。そういったことも何かしらできるんじゃないかなというふうに思いますけれども、市のお考えというか、市長のお考えを、代理になりますけれども、お答えいただけますでしょうか。

健康推進課長 小児のワクチン接種に関するいろいろな情報になりますけれども、私どもが準備をして発信をする時点でどれだけのものが出ていたかと。私たちのほうも情報収集不足だったのかとは反省をしております。今現在いろいろな情報が出ておりますが、実際に3月6日から、那珂市は小児の接種が始まっております。既に接種をされた方もおりますので、そちらのほうのことも考慮しますと、改めてのそういった周知というのはなかなか難しいものだと考えております。

ただ、いろいろな市町村のいろいろな情報、どういった情報を載せているのか、そういったものも精査をしながら、うちとして載せる内容がどういったものがあるのか、そう

いったのを早めに検討しまして、どうするかを判断していきたいと思っております。

以上です。

古川委員 本当に始まっていますからね、早めにぜひこういうふうにしますと、するのかわからないのかわかりませんが。そういうのがもし決まりましたら、早めに、私に教えてくださいというよりも、早めに市民の方にご案内をお願いしたいなというふうに思います。

例えば接種によって重大な健康被害を被ったときに、予防接種健康被害救済制度というのがありますよね。これが保険みたいなものですけども、これがあるからということとは理由にはなりませんよね。だから起きないようにしてほしいんですよね、してほしいというか、したいんですよ。一人でもそういった将来を担っていただく子供たちに、これ数年後にそういったことが出ることでも考えられるということですから、起きてからこういうのがありますということだけじゃなくて、起きないように慎重にご検討いただきたいという気持ちが伝わるような方法を何か考えていただきたいというふうに思います。

ですから、何か決まりましたら、早めに教えていただきたいなというふうに思います。以上です。

委員長 ほかがございませんか。

花島委員 3点、意見を言いたいと思います。

1つは今、古川委員がおっしゃったことなんですけれども、12月議会で私、いろいろ質問で言いましたよね。私の言っている意味が全然分かっていなかったようなんですけれども、この問題って、要するに小さい子供に対して安全性が検証されていないということが1つ。それから、10代のワクチンの害というのはあって、それから、10代で感染したときリスクがあって、そのバランスだと思うんですよ。前に一般質問したときに私が調べた調査でいえば、例えば10代で出ている例が100万人に、何十人とか何百人とかいうオーダーなんですよ。これって少ないといえば少ないですけども、接種する人数が増えればそれだけ出ることなんですよ。副作用が出る割合、あるいは感染してどうにかなる割合というのは、1万人に1人とか10万人に1人になってくると、物すごく考えるのが難しくなってきます。

私が言いたいのは、市のほうとして見てほしいということなんです。それが何かできていない。国がやることって、この新型コロナウイルス感染症に関しては、かなり論理性がちょっと欠けていると思うのが1つ。それからもう一つは、感染の抑え込みを諦めたような雰囲気がありますよね、今の状況では。そうすると、12月の一般質問で私が言ったときに、ほとんどの人が感染する状態になったときと、感染の抑え込みをやっていて1%とか5%の人しか感染しないとことでリスクの重みが変わってくるんですよ。だから、説明は物すごく難しいんですけども、古川委員のおっしゃったことに関しては、私はちゃんとした数値的なデータがあるものだったら、ある、不明な部分があるんだったら、分からない部分があるということをお伝えしていただきたいというの

が12月の私の一般質問の趣旨でした。それは今でも変わりません、何度も何度も身近に言うのは私好きなんですけれども、あまり今は実は言いたくない、気持ち的に。感情的な話じゃなくて、数制的な話です。

それから、今はもう既に接種券を配っちゃったからっていう、それはいいです、そんなことは。そういうことを言っちゃいけないと私は思いますね。だって、これから接種する人が考える種があって、古川委員が示したこれを入れますというのがありましたよね。あれ説明不十分だったのは私も思いますよ。何も言っていないに近いですよ。普通だったら、あの状態だったら、使わないんですよ、国の今まで薬とか。だって、治験ができていないわけですからね。だけれども使うというのは今の特殊事情があると思っています。

別の件です。質問ですが、似たような状況で子宮頸がんワクチンについてはいろんな議論があって、それが今どうなっているのでしょうか。私も前に調べたことがあるんですけども、すごく勧める医学会というんですか、医者や団体の集まりがあるかと思うと、適当な定期検査さえしていれば、子宮頸がんワクチンなんか要らないんだと、副作用のほうが問題が大きいと。かといって、定期検査する人ってほとんどいないという現状もあるんですよ。その辺の国の説明なり、医学界の何ていうんだらう、合意事項みたいなやつは今どうなっているのでしょうか。

健康推進課長 今回の子宮頸がんワクチンの接種勧奨の再開に当たっては、日本は24年、25年、それぐらいに定期接種にして、その後いろいろな身体症状とか、そういった有害事象が出たので、積極的な勧奨をやめるという形で、接種は進められておりませんでしたけれども、海外での接種は継続して進められていたと。そういった中で、イギリスのほうでその当時からですから、10年ぐらいのいろいろなデータの集積の中から、子宮頸がんの予防効果があると、そういった数字が出てきているというのを基にしまして、有害事象の発生というところがワクチンとの因果関係では明らかにはならないと。あとは、ワクチンを接種したから有害事象が起こると、そういったことではなくても起こり得る事象、そういったところの状況を見たときに、ワクチンの接種を再開してもいいだろうという、そういった判断をなされた中で積極的な勧奨が再開されるという形になりました。

ただ、全部をそのままどんどんやれということではなくて、やはり現状としまして、こういったエビデンスがあって、そういった症状が出る可能性もあるということを利用して等に入れながら、対応をしていくということになっております。また、前回、本当にスタートしたときにそういった身体症状が出た、実際に出たお子さんたちがどこにかかったらいいんだ、どこに相談したらいいんだというところの相談体制もきちんとできていなかったという反省を受けまして、接種をする医療機関ですとか、やはりかかりつけの医療機関にも、そういった接種後に身体症状が出た場合にどういうふうに相談に

乗るとか、また、県内で2か所、そういった相談を専門的に治療を続けていく医療機関を県のほうが指定しておりますので、そういったところにご紹介をしながら、スムーズに相談に乗れる体制を同時につくっていく、そういったものも同時に進めていくという方向で接種勧奨が再開するという形で方針が出ております。

花島委員 話としては少し分かるんですけども、ただ、そもそも子宮頸がんというのは感染から生じるわけですよね。感染する生活行為とかあるわけですね、それが例えば全くない人にその時点でワクチンを打っても、あまり意味ないですよね。リスクだけがある。これは新型コロナウイルス感染症でも似たような話で、感染の機会があるかないかで効果の意味合いが全く変わってくるわけですよ。でも、接種のリスクというのは一様にあるということなんで、その辺を推奨する、だから、接種を推奨するときにはちゃんと説明されるのかというところが疑問に思います。

それから、もう一つは、何かあったときというんですけども、確率の低いことに関して何かあったときって、全部否定されちゃうことが多いですよ。例えば1,000人に1人とか100人に1人が接種した結果なるとなったら、それは怪しいというふうによくの人が思ってくれるけれども、10万人に1人とか、さっきの新型コロナウイルス感染のワクチンのリスクもそうですけれども。そうすると何か、どこかに相談に行っても、ペロっとはねられちゃうんじゃないかという懸念があります。だから、その辺も考えた上でちゃんとした文書って作ってほしいと思います。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まって、国は何万人だっけ、何千万人だ、何かあったらというけれども、でも、物すごいバリア高いですよ。もうみんな相関はないと思われるみたいな結論で全部終わっているはずですよ、私の知っている範囲では。もらった人がいるっていう話、聞いたことないですよ。だけれども、何人か亡くなっていますね、私の知っている人でも。ただ、本当に因果関係分からない。僕が聞いた接種で亡くなった例では、もともと弱い人なんですよ、いろんな基礎疾患があって。基礎疾患があって弱い人というのは、ワクチンでも弱いかもしれないけれども、一方で新型コロナウイルスの感染もリスクが高いということで、さっさか接種して何日後かに亡くなっている例が結構あるんじゃないかと。私の知り合いだけだって2人いるから。

だから、難しいことを言っているんです、私、実は。だけれども、実際に物事は難しいんだから、そこはよく考えて広報なりなんなりしていただきたいと思います。

次の質問ですが、風疹の抗体検査を緊急にということなんです、これの由来とか何をやるのかっていうの、それはどういう人たちにとかいうことも説明をお願いします。

健康推進課長 風疹抗体検査につきましては、2018年夏ぐらいにから風疹が全国的に流行しまして、妊婦が風疹に罹患しますと、胎児、おなかの赤ちゃんのほうに、心臓ですとか耳ですとか、そういったところに先天性に障がいを起こしてしまう、先天性風疹症候群、そういった胎児の状況で感染をしてしまっ、そういった形で出生されるという例が多

くなります。それを防ぐためにということで、女性は昔、中学生ぐらいの時期に女性だけ風疹の予防接種をやりましょうとか、そういったのがあったんですが、その接種の対象とならなかった年代の男性の方、昭和37年の4月1日から昭和54年の4月1日生まれまで。そちらの年代の男性の方、その方たちの抗体保有率が低いと、そういうデータを基に、国のほうで令和元年度からその方たちを対象に風疹の抗体検査を実施して、抗体がない方には、その後、予防接種を受けていただく。そういうことをやろうと。まずはそこがオリンピックの前でしたので、オリンピックがあることによって、海外からもたくさん人が入ってくるのが予測されますので、そういったところで、まずは国内、そういった予防を進めましょうということで、進めました。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、なかなか思ったように検査率も上がってこないというところもありまして、本来でしたらば、この3月までということの時限措置だったんですが、そこを令和7年の3月まで、あと3年間延ばしますということの方針が出ましたので、それによって、既にもう対象の方には一度ご案内を差し上げて、検査をしていない方にははがき等でも検査が受けられますということの周知はさせていただいておりますが、またさらに期間が伸びますので、そういった周知をしながら抗体検査のほうをしていただくのを勧めていくというものになります。

花島委員 状況は分かりました。

これに必要なお金っていろいろかかると思うんですけども、全部、市が持つんですか、それとも国がある分……。

健康推進課長 こちらは国の補助が入ります。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で健康推進課所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前11時40分）

再開（午前11時42分）

委員長 では、再開します。

社会福祉課が出席をしました。

議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算、社会福祉課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3目障害福祉費について説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課長の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

予算書の73ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書は40ページからでございます。

予算書のほうをご覧くださいまして、73ページ下段になります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会教育総務費8億3,528万円、このうち73ページ下段の職員人件費。75ページでございます、上から3つ目の丸の外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業。その下の4つ目の丸でございます、国民健康保険特別会計繰出金、以上の3事業を除く10事業が社会福祉課の所管となります。10事業の予算額は9,002万3,000円でございます。

予算書76ページをご覧ください。

上段でございます。

戦没者追悼式開催事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度の開催延期により、令和4年度の開催としたものでございます。

その下の包括的支援体制整備事業につきましては、主要事業説明書は40ページでございます。予算額は1,676万2,000円でございます。

続きまして、予算書の77ページをご覧ください。

中段になります。

3目障害福祉費15億8,199万7,000円、予算書78ページ下段でございます。

障がい福祉サービス給付事業につきましては、主要事業説明書は41ページでございます。予算額は14億1,381万3,000円でございます。コロナ禍の長期化といった影響もございまして、学校の休校などに伴い、放課後等デイサービスや居宅介護の利用増加によりまして、今年度も自立支援のサービス給付費や障がい児の通所給付費が増えまして、当初予算を補正しておりますため、本年度の当初予算額比では増額となっております。

その下の地域生活支援事業につきましては、主要事業説明書は42ページでございます。予算額は1億1,580万8,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

花島委員 よく分かっていないで質問するんですけども、予算書75ページの国民健康保険特別会計繰出金があります。それで、一方で健康保険税の条例の改定も計画されていますよね。それから、県から言われている来年度幾ら幾ら出せという話もあって、その何ていうんですか、やりくりと言ったら変な言い方ですが、どこにどういいうお金がどういいうって、その組立てを説明いただけますか。

(「保険課じゃない」と呼ぶ声あり)

社会福祉課長 こちらは保険課所管の事業でございます。

委員長 管轄が違う、保険課になるんで。

花島委員 違うの。そうですか。じゃまたそっちで聞きます。

委員長 違う質問をどうぞ。

質問ありますか。

(なし)

委員長 では、質問がありませんので、次へまいります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2目扶助費について説明を求めます。

社会福祉課長 それでは、予算書の91ページをお開き願います。

中段でございます。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費7,094万6,000円。

続きまして、92ページをお開き願います。

下段でございます。

2目扶助費4億9,665万8,000円、こちらの生活保護扶助費につきましては、主要事業説明書は43ページでございます。令和4年1月1日付の生活保護世帯数と被保護者数は、今年度当初と比べ、世帯数は2世帯の増でございますが、被保護者数は8名の減となっておりますため、生活扶助費や医療扶助費を減額したものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ないということで、質疑を終結します。

以上で社会福祉課所管部分を終了といたします。

暫時休憩をします。

休憩(午前11時40分)

再開(午後1時00分)

副委員長 それでは、再開いたします。

こども課が出席しました。

議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算、こども課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 こども課長の加藤でございます。ほか関係職員8名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、予算書に基づきましてご説明させていただきます。款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

なお、主要事業説明書につきましては45ページ、予算書は81ページをお開き願います。中段になります。

それでは、3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費、本年度予算額3億8,145万3,000円でございます。医療福祉費、いわゆるマル福制度でございます。妊産婦、ひとり親世帯、重度心身障害者に係る医療費助成制度の事務費及び扶助費でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

副委員長 質疑ありませんか。

(なし)

副委員長 それでは、次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目保育所費、4目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書82ページをお願いいたします。

下段になります。

主要事業説明書は46ページから50ページでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額1億8,787万6,000円でございます。前年度と比較しまして7,258万2,000円の増額となっております。増額となった主な理由としましては、83ページの学童保育事業でございますが、こちら昨年度まで人件費として計上されていた月額会計年度任用職員報酬と共済費が当事業に組み入れられたこと、それから、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校休業になった場合の学童の支援員の不足分を補うための人材派遣会社等からの派遣の手数料、それと補助金の増額によるもので6,807万6,000円の増となっております。

それから、84ページでございます。

児童入所施設措置事業でございます。こちらDV等により保護の必要な母子を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のための生活を支援するものでございますが、こちら令和3年7月から新たに1世帯、母子入所施設に入所しておりまして、その分の扶助費の増でございます。322万2,000円の増額となります。

続きまして、85ページ、子ども家庭総合支援拠点運営事業でございます。こちら国のほうで令和4年までに全ての市町村に子ども家庭総合支援拠点が設置される方針を定めておりまして、昨年までの家庭児童相談事業を開所しまして人員増等をして強化をする予定でございます。予算額87万3,000円でございます。

続きまして85ページの下段になります。

2目児童措置費、本年度予算額25億6,907万3,000円、前年度と比較しまして1億5,521万9,000円の増額となっております。理由としまして、児童手当支給事業でございます。まず、児童手当支給事業でございますが、中学校修了前までの児童を対象に手当を支給するものでございます。こちら所得制限がございまして、それ以上の収入がある場合、特例給付として月額一律5,000円を支給されておりますが、令和4年6月分から特例給付

の所得制限が設定されまして、特例給付の5,000円も支給されない方が出てきます。そちらの影響もあり、今年度3,240万円の減額となっております。

86ページをお願いいたします。

民間保育所等児童入所事業でございますが、こちら各施設に施設型給付費を支給することにより、子供の健やかな成長のための措置が確保されるというものでございますが、全体的な措置費の増と民間地域型保育施設が令和4年度から新設されます。そちらの措置費の増額となり、5,595万円の増となっております。

続きまして、民間保育所等支援事業でございます。こちら民間保育所等に職員の資質の向上、施設運営のために補助金を交付する事業でございますが、こちら補助金が増額されており、主な補助金の増額は保育士等処遇改善臨時特例事業1,839万円と、保育所等フッ化物洗口推進事業9万5,000円、それから医療的ケア児保育支援事業1,064万円が新規の補助金となり、3,877万3,000円の増となっております。

それから、児童扶養手当支給事業でございます。こちら父母の離婚等により父、または母と生計を共にしていない児童を扶養している方に対し児童扶養手当を支給する事業でございますが、子供の数が少なくなっているという状況で、1,436万4,000円の減となります。

それから、病児保育補助事業でございますが、こちら病児保育事業を実施する事業者に対し補助金を交付するものでございます。こちらは利用者の増に伴う補助金の増で270万1,000円の増でございます。

それから、民間保育所等整備事業でございますが、こちらは昨年度中に公募し選定された事業者令和4年度に補助金を支払いまして、保育施設を整備するものでございます。こちら1億455万9,000円の増となります。

これらをトータルしまして、1億5,521万9,000円の増額となっております。

続きまして、87ページ上段となります。

3目保育所費、本年度予算額2億7,036万8,000円でございます。菅谷保育所と地域子育て支援センターつぼみの管理と運営などに係る予算でございます。

次に、少し飛びまして、90ページをお願いいたします。

中段でございます。

4目発達相談センター費、本年度予算額244万2,000円でございます。こちらはこども発達相談センターすまいるの運営に係る予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

質疑ありませんか。

古川委員 予算書ですと85ページの、先ほどもご説明のありました子ども家庭総合支援拠点運営事業なんですけれども、令和4年度にこの拠点を設置しということですので、どこ

に設置して、具体的にどういう支援をされるのか、もう一回教えていただいていた方がいいですか。

こども課長 こども課の子ども家庭総合支援拠点運営事業でございますが、こちら現在あります家庭児童相談室、そちらを強化しまして、それを子ども家庭総合支援拠点といたします。そちらに人員増をしまして強化するということでございます。拠点といいましても、そこが全てやるわけじゃなくて、いろいろな課、担当と連携をして強化していくというところでございます。

以上です。

古川委員 こども課の中に設置するということですね。

こども課長 今現在、家庭児童相談室はこども課内、総括が室長で兼務をしているんですけれども、そこに人員増をしまして、兼務を解いて独立させるというようなことでございます。

古川委員 ですから、2階のこども課のところに設置されるということですね。

こども課長 はい。

古川委員 考え方として、総合的に支援ということですから、18歳未満の子供や妊産婦の方が例えばですよ、今、おくやみデスクとかそういうのができましたよね。そう言う意味のワンストップというふうに考えていいんですか。そこで全てが、あっち行ってください、こっち行ってくださいというのがないようにできるということの。

こども課長 子ども家庭総合支援拠点で全てが完結するというか、相談に乗るとか、そういうものではなくて連携して、すまいるとかいろいろな生活保護……、社会福祉課とか、そちらも連携しておりますので、そちらをトータル的に連携させていく主な機関が家庭児童相談室ということになると思います。

古川委員 分かりました。

実際に今の話で拠点を設置して、前と何がどういふふうになる……、だって今までも、そういう連携ってしていますよね。だから、改めて何かその拠点をつくって何がどう変わるんだというのがよく見えないんですけれども。かなり変わるんですか。

こども課長 今までも連携はかなりやっておりますして、家庭児童相談室で持っている機能としまして、警察とか児童相談員とかとケース会議とかそういうのをやって支援をしていく形は同じなんですけれども、そちらをもっと連携を強化するというようなことでございます。

古川委員 そういうことなんでしょうけれども、どのように強化するのかがよく見えてこないんですけれども、いいです。以前よりもかなりよくなる、その改善がされるというふうを考えてよろしいんですね。

こども課長 はい。

古川委員 分かりました。

副委員長 質疑ございませんか。

大和田委員 民間保育所等整備事業なんですけれども、五台と菅谷でということで、新しく新規で保育所ということで、増築も含めてと思うんですけれども、これで子供の数は、入所の数で間に合うのかどうか。

こども課長 計画上は間に合うという計画でございます。

大和田委員 何年かに一度これ、見直すというか、何ていうんでしょう、新規にというのはなかったんでしたっけ。

こども課長 計画の見直しは来年度、中間見直しで令和4年度の見直しを考えております。

大和田委員 そこでまた足りなかったら、この整備事業みたいなものを活用して、足りなかったらつくるとか、そういったのが出てくるということですか。

こども課長 そのとおりでございます。

大和田委員 分かりました。大丈夫です。

副委員長 そのほかはありますか。よろしいですか。

(なし)

副委員長 それでは続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費について説明を求めます。

こども課長 95ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、本年度予算額5億5,681万9,000円でございます。このうちこども課の所管となりますのが96ページの中段にあります未熟児養育医療給付事業の180万1,000円でございます。こちらは令和3年度と同額でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 なしということで、質疑を終結します。

以上でこども課所管部分を終了します。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩(午後1時17分)

再開(午後1時19分)

副委員長 それでは、再開します。

介護長寿課が出席しました。

続きまして、議案第10号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。よろしくをお願いいたします。ほか3名の職員が出席しております。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

それでは、介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第10号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金4,613万4,000円の減。

2項国庫補助金、1目調整交付金1,392万6,000円の減、7目介護保険災害臨時特例補助金2万1,000円、こちらにつきましては、福島第一原発事故により避難されている方の介護保険利用負担及び介護保険料の減免措置に対する国からの補助金になります。

続きまして、8目介護保険災害等臨時特例補助金9万4,000円、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少いたしました第1号被保険者の保険料減免措置に対する国からの補助になります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金9,840万8,000円の減、2目地域支援事業交付金610万6,000円の減。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金3,111万3,000円の減。

3項県補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）282万7,000円の減。

続きまして、5ページになります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金2,971万円の減、2目その他一般会計繰入金900万円の減、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）1万9,000円、5目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）282万7,000円の減。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金5,502万4,000円の減、令和2年度繰越金の確定に伴う繰戻しになります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3億3,789万7,000円、令和2年度の繰越金になります。

国県等負担金、それから補助金の減額の主な理由になりますが、交付額が確定したことや変更交付申請によるものとなっております。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費900万円の減。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目審査支払手数料7万9,000円。

2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費367万9,000円。

7ページになります。

中段です。

4款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費10万円。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金4,804万3,000円。

続きまして、8ページをお開きください。

6款諸支出金、3項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費5万5,000円、こちらは東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴いまして、帰還困難区域に指定された住所地から避難された介護保険被保険者の利用負担を軽減することにより、経済的負担の軽減を図るもので、例年3月補正において予算を計上させていただいております。

説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算、介護長寿課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2目高齢福祉費、8目介護保険費について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算についてご説明いたします。

予算書は75ページになります。お開きください。

なお、主要事業説明書につきましては53ページから55ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、ページ中ほどにあります外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業が介護長寿課所管事業になってございます。対象者はおりませんので、形式予算で1,000円を計上してございます。

続きまして、76ページをお開きください。

中段になります。

2 目高齢福祉費 1 億940万7,000円、増減の主な理由になりますが、老人保護措置事業におきまして、措置見込み者数の減による扶助費の減、また、高齢者保健福祉計画推進事業におきまして、次期計画策定業務に係る委託料の増額でございます。

続きまして、81ページをお開きください。

一番下の段になります。

8 目介護保険費、7 億6,136万9,000円、主な増減の理由になりますが、まず、介護保険特別会計繰出金の減、また、高齢者保健福祉計画に基づきまして、認知症高齢者グループホームを整備するに当たり、施設整備費及び開設準備経費等に係る補助金を計上したことによる増になります。

なお、介護施設等整備事業における補助金につきましては、茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金、こちらにつきましては県の補助金になりますが、10分の10の補助金になります。こちらの補助金を活用いたしまして、整備のほうを進めていく予定になってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

副委員長 質疑ありませんか。

(なし)

副委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

続きまして、議案第14号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、議案第14号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の歳入についてご説明させていただきます。

それでは、予算書の245ページをお開きください。

款、項、予算額の順でご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料10億5,987万6,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料10万1,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 7 億8,098万6,000円。

続きまして、246ページをお開きください。

2 項国庫補助金 2 億4,317万円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金12億746万9,000円。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億3,894万5,000円、2 項財政安定化基金支出金2,000円。
247ページになります。

3 項県補助金3,371万3,000円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円。

続きまして、248ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 7 億2,021万7,000円、2 項基金繰入金2,551万2,000
円。

8 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料3,000円、2 項預金利子1,000円。

249ページになります。

9 款諸収入、3 項雑入3,000円。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、歳出につきましてご説明させていただきます。

予算書につきましては250ページでございます。

なお、主要事業説明書につきましては56ページから59ページまでが介護長寿課所管事業となつてございます。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,792万6,000円。

251ページになります。

中段です。

2 項賦課費、1 目賦課費173万4,000円。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費577万4,000円、2 目介護認定調査等費
3,758万8,000円。

続きまして、252ページをお開きください。

中段になります。

1 款総務費、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費73万5,000円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費42億4,709万
4,000円。

253ページになります。

2目審査支払手数料334万1,000円。

2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費1億123万7,000円、2目高額医療合算介護サービス費1,734万2,000円。

続きまして、254ページをお開きください。

中段になります。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金2,000円。

4款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費4,896万2,000円、2目任意事業費1,204万7,000円。

255ページになります。

中段です。

3目在宅医療・介護連携推進事業費823万9,000円、4目生活支援体制整備事業費1,478万6,000円、5目認知症総合支援事業費2,057万6,000円。

続きまして、256ページをお開きください。

中段になります。

2項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費9,648万円、2目介護予防ケアマネジメント事業費1,155万2,000円、3目高額介護予防・生活支援サービス費15万円。

257ページになります。

4目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費10万円。

3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費1,624万9,000円。

4項その他諸費、1目審査支払手数料35万7,000円。

続きまして、258ページをお開きください。

中段になります。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金300万円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第一号被保険者保険料還付金100万円、2目償還金1,000円。

259ページになります。

中段です。

2項繰出金、1目一般会計繰出金1,000円。

3項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費10万円。こちらにつきましては、例年3月補正にて対応しておりましたが、令和4年度から実績ベースにより当初予算へ計上することといたしました。

続きまして、260ページをお願いいたします。

中段になります。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費362万7,000円。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 ないということなので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護長寿課の所管部分を終了します。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いします

休憩(午後1時40分)

再開(午後1時42分)

副委員長 それでは、再開します。

保険課が出席しました。

議案第6号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

保険課長 保険課長の生田目です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号をご覧ください。

議案第6号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、未就学児の均等割額、こちらは被保険者1人当たりに係るものになりますが、均等割額の減額等について所要の改正を行うものです。

あわせて、茨城県国民健康保険運営方針におきまして、県内各市町村における国民健康保険税の算定方式を所得割と均等割の2方式とし、令和4年度からの統一を目指す

とされていることから、世帯ごとにかかる平等割を廃止し、所得割の税率、均等割の税額を改正するとともに、被保険者の負担軽減を図るため、県・市独自で高校を卒業する18歳の3月までの子供に係る均等割の減免の実施について所要の改正を行うものでございます。

続いて、2ページ、3ページが一部改正の条文、それから、4ページから22ページが新旧対照表になります。

それでは、23ページをご覧ください。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要になります。

改正理由につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

改正条文については、主な箇所についてご説明をさせていただきます。

まず、第3条ですが、平等割を廃止することに伴いまして、条文中の「世帯別平等割額」を削ります。

続きまして、第5条の2につきましては、平等割を廃止することに伴い、条文を削除するものでございます。

第10条につきましては、改正後の所得割率、均等割額を定めるものでございます。

第22条は所得に応じて減額が行われる場合の改正後の所得割率、均等割額を定めるものでございます。

また、法改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割を減額する額を新たに定めるものでございます。

第26条は、茨城県・那珂市独自の均等割の減免実施に伴い、未就学児を除く18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者を減免の対象に加えると同時に、申請につきましては、国民健康保険の資格取得の届出をもって減免の申請がされたものとみなす規定を新たに定めるものでございます。

そのほか国の法改正に伴う規定の明確化や文言等の整理を行ってございます。

25ページの下段をご覧ください。

改正条例附則でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

経過措置としまして、改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることを定めてございます。

続きまして、26ページの説明資料をご覧ください。

今回の改正内容についてご説明いたします。

まず1に、新たな税率・税額（案）について表にまとめてございます。

現行税率と比較しておりますが、医療分の平等割額については2方式とすることに伴い、廃止となりますが、その分をほかに振り分けてございます。改正後の税率、税額につきましては、令和4年度の所得、被保険者の状況が令和3年度から変化がないと仮定し、

令和3年度中に資格の取得喪失等の異動がない世帯で比較をしますと、平均改定率は5.94%の増となります。最大では11.42%の増加となります。

なお、前回の改正から10年以上経過していることから、今回の改正では、医療、後期、介護の内訳を見直してございまして、介護分を増額することにより、40から64歳の被保険者が2人いる世帯では影響が大きくなります。

それでは、どうしてこの税率になったかということですが、2のほうをご覧ください。

まず、(1)の算定方法ですが、改正後の税率・税額については、あらかじめ令和4年度の改正に当たり、必要となる国民健康保険税の総額を試算した上で、被保険者に按分して設定してございます。

(2)の必要となる総額につきましては、令和4年度の改正等に伴いまして、8,540万円を増額する必要がございます。ただし、必要枠全額を被保険者に負担させるのではなく、一定程度は基金取崩しを行い、対応することとしてございます。

必要額の内訳ですが、次のページをご覧ください。

まず、①の未就学児の均等割については50%減額することになりますが、減額される額については、全額公費で補填をされます。

②は、平等割を廃止し、所得割、均等割の税率・税額を変更することに伴うものでございますが、平等割と均等割につきましては、世帯の所得が一定以下の場合、2割、5割、7割軽減をされておりますが、軽減される額につきましては公費で補填をされております。今回廃止となります平等割額につきましては、その一部を補填の対象とならない所得割にも振り分けているため、収入としては880万円ほど減額となり、新たに確保する必要がございます。

③の小学校入学から高校卒業までの均等割50%減免につきましては、2方式統一に当たりまして、県のほうから子供の税額軽減等に向けた支援策として、約830万円が交付される予定となっております。それでも280万円ほど不足の見込みとなっております。市国民健康保険の負担となります。

④は、県の試算に基づく県納付金の増額への対応となります。県納付金が前年度予算と比較して5.7%増加しており、金額として7,990万円が増額となっております。増額となる理由につきましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えが解消し、1人当たりの給付費が増えていること、また、団塊の世代が75歳を迎え、後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者が減少し、国の交付金の減額が見込まれることなどが上げられてございます。

⑤の医療・後期・介護分の内訳に応じた税率、税額の見直しにつきましては、令和3年度では、県の納付金に対して610万円ほどの黒字となっております。

これらを合わせると、合計で8,540万円を増額する必要が生じてございます。

次に、按分方法ですが、国民健康保険税の応能割と応益割、すなわち所得割と均等割の

比率は50対50が一つの目安とされておりますが、今回の改正では、それにとらわれずに被保険者の値上げ幅が最小となるように設定してございます。

その他でございますが、令和4年度から賦課限度額が99万円から102万円に改められる見込みとされていることから、今回の試算につきましては、改正後の賦課限度額を使っております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

花島委員 今の説明であった按分の方法についてですが、目安50対50ということなんですが、新しい提案では、今の被保険者の人員というか、加入保険者の人数なんかで何対何なんでしょうか。

保険課長補佐 お答えします。

今申し上げましたとおり、医療分、後期分、介護分、それぞれ三本立てで応能、応益の割合を計算することになります。医療分につきましては50対50に近い割合、40台後半、48対52程度、後期分につきましてはその逆転するような形……、申し訳ありません、医療分につきましては、シミュレーションでは応能が55.6に対して応益が44.4、後期分につきましてはその逆でして、応能分が44.4対55.6、介護分につきましては、こちらが若干、50対50から外れてしまうんですが、応能につきまして40.8対応益が59.2というふうにそれぞれの3つの区分によって最適になるように応能、応益の比率を計算したところでございます。

以上です。

花島委員 最適という言葉はよく分からないですけれども、何を最適というか。

保険課長補佐 お答えします。

今回は約10年ぶりの改正となります。そのため被保険者に与える影響が少なからずあるものと考えております。したがって、今回の税率改正では被保険者の負担をできるだけ軽減すること、伸び率を減らすこと、そちらに主眼を置いてございます。そこでポイントとなりますのが応能と応益、すなわち応能ですと、所得に応じて税率が変わってきます。応益ですと世帯の人数によって変わってまいります。つまり応能を大きく主眼としますと、所得の多い方にご負担を迫ることに、応益を増やしますと、今度は所得の低い方にご負担を迫ることになります。

今申し上げた比率ですと、応能の方、応益の方、いずれも最大でも10%程度の値上げになる見込みというふうな計算をすることができましたので、広く市民の方にご負担をいただくために所得の水準に偏りのないような改定幅にするためにこのような率と設定したところでございます。

花島委員 増加率で最高、一番多い方についてあまり大きくならないようにして、なおかつ偏りが少ないようにという意味で最適ということですか。その件は分かりました。

もう一つですが、これが一番私、引っかかるというか、にわかに賛成できないところなんです。県が試算して、来年度幾ら幾ら納めろというのがありますよね。これってしょっちゅう補正されますよね。これ取り過ぎっていう可能性もありますよね。そうすると、税を納めるほうとしては、必要がなかったのにどんと一旦払って、その後、次の年かなんかで何か減額されるのかどうかよく分かりませんが、金持ちから取るのは、それはともかく、国民健康保険に加入している方って、総体的には収入の低い方が多くて、そういう人に先に取り過ぎる可能性があるというのは、私は非常に疑問に思っているんです。

それからもう一つは、未就学児の減額と、それ自身は好ましいんですけどもね。でも、これって国が指導して、県にこれこれ出せ、市にこれこれ出せという形ですよ。これも物すごく納得できないんです。というのは、これだけだったらまだしも、これまで一般会計の繰入れだのなんだのけしからんと、赤字補填だとか何とか言っておいて、国がやる施策だったら、こういうのを、おまえも金出せって。地方自治の独立性から考えたら、全くおかしいと思うんですよ。だから、私はちょっとこの条例には賛成できないんですが、その点、どういうふうにお考えでしょうか。

保険課長 今回の国民健康保険税の改正につきましては、やはり今どんどん高齢化してきました、高齢者からお金を負担していただくということではなくて、現役世代の方からの負担というのも結構多くて、そこをちょっともう少し平等にしましょうということで、現役世代の負担を減らすというところも主眼に置かれていまして、そのところで現役世代がお子さんたちの分も負担していますけれども、その辺は少し軽減してあげようというところで、こういった未就学児の軽減が入ってきたところではございます。

花島委員 それは分かっているんです。だけれども、国がやるんだったら、おまえたちもそれに従って金を余計に出せということですよ、県に出せ、市に出せ。一方で、一般会計から補填するのはけしからんとか言って、赤字補填だとか言って、それって何なんですかということなんです。趣旨は分かるんですよ。だから、市が独自でこういうことを提案してやるんだったら、特にけしからんとか何とか言うつもり全然ないんです。そのところどうなんですか。保険課では答えにくいことですか。

保険課長 こちらについては国のほうの法律が改正されれば、それに市町村は従って、こちらの税条例のほうも改正する形にはなりますけれども、今やはり後期医療保険だったり、介護保険のほうにも現役世代の方の負担が結構大きくなっていますので、多分、この改正の中には後期高齢者の医療負担の割合も、今度2割というのが来年度入ってくると思うんですけども、そういった形で高齢者の方たちにも少し負担していただくというふうにはなっています、国民健康保険のほうは、確かにおっしゃるとおりに社会保険

とは違いますので、低所得者の方が多くて、負担が大きくなるのは大変だということろ
なんですけれども、それについては国のほうでも社会保険等から比べると、国民健康保
険のほうにつきましては十分に公費のほうも多く入ってきている状況ですので、その辺
は国のほうでも見ていただいているのかなとは思ってございます。

花島委員 どうも私の質問の答えにはなっていないと思うんですけれども。

質問を終わります。

副委員長 あとございませんか。

(なし)

副委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

花島委員 先ほど言いましたように、先ほど申した理由で私は賛成できません。

副委員長 ほかはございませんか。

(なし)

副委員長 それでは、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ声あり)

副委員長 異議ありということですので、挙手により採決いたします。

それでは、賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

副委員長 それでは、賛成多数で議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしまし
た。

続きまして、議案第9号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予
算(第3号)を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 国民健康保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第9号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
についてご説明をいたします。

それでは、4ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税3,200万
円。

続いて、4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金7,160万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金1,278万8,000円の減。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金3,208万1,000円、2 目その他繰越金3,201万4,000円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費900万円の減。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費7,000万円、こちらの医療費につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減額となっておりますが、その反動もありまして、今年度は新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年度並みの水準まで回復しており、増額の補正となっております。

3 目一般被保険者療養費160万円。

次のページをご覧ください。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金9,230万7,000円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 質疑なしということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 ご異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、続きまして、議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算、保険課所管部分を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、4 目国民年金費、5 目後期高齢者医療費、7 目高額療養費貸付金、9 目出産費資金貸付金について説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の73ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書につきましては61ページから68ページまでが保険課の所管となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億3,528万円、このうち保険課が所管するのは75ページ中段になります国民健康保険特別会計繰出金3億8,439万4,000円でございます。

続きまして、80ページをお開き願います。

4目国民年金費29万円、5目後期高齢者医療費7億9,593万円、このうちこのページの説明の下から2番目でございます後期高齢者医療費と次のページの高齢者健康づくり推進事業につきましては、主要事業説明書をご覧ください。

まず、61ページの後期高齢者医療費のほうの事業説明書になりますけれども、こちらにつきましては、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行するため、高齢者の医療費の増加が想定され、市の負担金も増額を見込んでございます。

主要事業説明書の次のページ、62ページをご覧ください。

高齢者健康づくり推進事業ですが、こちらの事業は2年目となりまして、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命を延伸することを目的とした事業でございます。

事業内容としましては、生活習慣病の重症化予防の対象者に対しまして、個別支援と通いの場等を利用しました健康課題等に対する集団指導を行ってございます。令和4年度は需用費が少し減額になりますが、令和3年度とほぼ同額を計上してございます。

予算書の81ページのほうをご覧ください。

下段になります。

7目高額療養費貸付金400万円。

次のページをお開き願います。

中段になります。

9目出産費資金貸付金33万6,000円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

副委員長 ありがとうございます。

質疑ありませんか。

花島委員 予算書75ページの国民健康保険特別会計繰出金3億8,000何万円というやつなんですけれども、これってさっきの条例改正を前提とした金額ですよね。ということは、条例改正反対だったら、これも反対しなきゃいけないということですよ。分かりました。

副委員長 ほかはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 以上で質疑を終結します。

続きまして、議案第12号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の205ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税10億6,258万2,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料80万円。

次のページをお開き願います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金1,000円。

4 款県支出金、1 項県負担金1,611万8,000円、2 項県補助金38億1,588万3,000円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入5万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金3億8,439万4,000円。

次のページになります。

2 項基金繰入金4,796万円。

7 款繰越金、1 項繰越金2,000円。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料2,000万1,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入、

次のページをお開き願います。220万8,000円です。

以上となります。よろしく願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書は209ページになります。

歳出でございます。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費6,294万9,000円。

次のページをお開き願います。

2 目連合会負担金165万8,000円。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費41万5,000円。

3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費68万6,000円。

次のページになります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費32億4,606万6,000円、
こちらにつきましては、主要事業説明書の63ページをご覧ください。

国民健康保険の被保険者につきましては、減少傾向ではございますが、1人当たりの医療費が伸びており、令和3年度の決算見込額とほぼ同額を見込んでございます。

予算書のほうに戻りまして、2目退職被保険者等療養給付費50万円、3目一般被保険者療養費1,880万円、4目退職被保険者等療養費10万円。

次のページをお開き願います。

5目審査支払手数料1,495万4,000円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費4億4,743万円、2目退職被保険者等高額療養費20万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費50万円。

次のページになります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費5万円。

3項移送費、1目一般被保険者移送費10万円、2目退職被保険者等移送費5万円。

次のページをお開き願います。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金1,260万円、2目支払手数料8,000円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費500万円。

次のページになります。

6項傷病手当諸費、1目傷病手当金100万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分9億6,472万2,000円、2目退職被保険者等医療給付費分98万5,000円。

次のページをお開き願います。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分3億8,009万8,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分44万円。

3項介護納付金分、1目介護納付金分1億2,608万1,000円。こちらそれぞれ3款の事業費納付金につきましては、主要事業説明書の64ページから66ページに記載をさせていただいております。事業費納付金につきましては、県が市町村の保険給付に要する費用を交付する財源に充てるために県の算定する金額を市町村から徴収してございますが、令和4年度は、先ほど説明したように増額となっております。

予算書のほうに戻りまして、217ページをご覧ください。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金1,000円。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費319万9,000円。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費5,128万2,000円。こちらにつきましては、主要事業説明書の67ページに記載がございます。

令和4年度は、特定健康診査の対象者のほうの減少を見込み減額としておりますが、受診件数のほうは集団健診3,950人、個別健診850人を見込んでございます。

予算書の218ページをご覧ください。

下段になります。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金 5 万円。

次のページになります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金550万円、
2 目退職被保険者等保険税還付金 5 万円、3 目償還金1,000円、4 目一般被保険者還付加
算金20万円、5 目退職被保険者等還付加算金 2 万円。

次のページをお開き願います。

8 款予備費、1 項予備費、1 目予備費430万5,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 質疑なしということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

花島委員 先ほど申したとおり、保険税徴収の条例に関わる変更があった場合の部分について
は反対です。その足りない分は基金で補うべきだと思います。

副委員長 ほかがございませんか。

(なし)

副委員長 それでは、討論を終結します。

それでは、これより議案第12号の賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

副委員長 それでは、賛成多数ということで、本案は原案のとおり決することといたしました。

それでは、続きまして、議案第15号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の275ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 6 億6,571万4,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 8 万5,000円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億5,332万8,000円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料15万1,000円、2 項償還金及び還付加算金72万円。

次のページをお開き願います。

3 項雑入1,000円。

5 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 質疑なしということで、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書の277ページをご覧ください。

歳出になります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 8 億1,748万1,000 円。主要事業説明書のほうは68ページをご覧ください。

こちらにつきましては、制度を円滑に運営するために広域連合に負担金を納めるものでございますが、被保険者数の増加に伴いまして、令和4年度は増額のほうを見込んでございます。

予算書に戻りまして、277ページの中段になります。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金70万円、2 目還付加算金 2 万円。

次のページをお開き願ひします。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金1,000円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費179万8,000円です。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

副委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 それでは、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

副委員長 ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後2時26分）

再開（午後2時28分）

副委員長 それでは、再開します。

議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算、当委員会の所管部分について討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

花島委員 先ほど国民健康保険税条例の改正の議案に関して反対意見を述べました。反対の理由は、1つは県がやっている試算が毎年のようにかなり高額になっていまして、それを計上しているんですが、県がこれこれ納めろということ自体は、言われたものはしょうがないです。でも、これまでのことを考えると、それをそのまま加入者にかけるのは間違っているように思います。当面は基金から支出する形にして、そして来年度、本当にそうだったら、その次に補正で考えるというふうにしてほしいと思っています。これが理由の1つです。

それからもう一つは、先ほど述べましたように、これまでずっと国民健康保険の会計に一般会計から繰り入れるのを県だの国だのはけしからんとしてきました。ところが、国が子育て世代を応援するとなったら、国が出す、県が出す、だからおまえも出せ、ちょっとそれは、地方自治の理念からしておかしいですね。一般会計からの繰入れを赤字でしようがないからやっているんじゃないかと、それなりの考えがあってやっているとは私は認識していました。ですから、そんなのののって、はいそうですかといって、税条例の改定を賛成するわけにはいきません。

ですから反対するわけですが、一般会計についても条例の改定を前提にした部分がありますので、それについて反対ということで、全体の反対ではなく、部分的な反対ですが、一括で採決されれば反対ということになります。

以上です。

副委員長 そのほかはございませんか。

（なし）

副委員長 それでは、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副委員長 議案第11号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上で、教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会（午後 2 時31分）

令和 4 年 5 月 29 日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚